

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 94  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 10月1日以降 医療DX推進体制整備加算について

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。10月1日より医療DX推進体制整備加算の点数等が変更されます。概要は以下の通りです。

### 概要

- 医療DX推進体制整備加算について10月1日よりマイナ保険証の利用率によって変わる新たな評価区分が設けられる。

(現行) 医療DX推進体制整備加算	(医) 8点 (歯) 6点
→ イ 医療DX推進整備体制加算1	(医) 11点 (歯) 9点
ロ 医療DX推進整備体制加算2	(医) 10点 (歯) 8点
ハ 医療DX推進整備体制加算3	(医) 8点 (歯) 6点

- 評価区分についてはマイナ保険証の利用率により区分が決まる。(令和7年1月以降は区分の数値が変わります)

利用率は支払基金から毎月通知されます。

医療機関向け総合ポータルサイトにログインして確認することも可能です。

#### 令和6年10月～12月

加算	利用率
加算1	15%以上
加算2	10%以上
加算3	5%以上

#### 令和7年1月～3月

加算	利用率
加算1	30%以上
加算2	20%以上
加算3	10%以上

- マイナ保険証利用率の求めかた
  - ① マイナ保険証の利用者数 ÷ レセプト件数 (レセプト件数ベース利用率)
  - ② マイナ保険証の利用件数 ÷ オンライン資格確認等システムの利用件数 (オンライン資格確認件数ベース利用率)

上記2つの計算で求められる。

基本的に①を利用率として用いるが、令和7年1月までは②の計算結果を利用率として用いることができる。

①は医療DX推進整備体制加算を算定する月の3月前、3月前の前月又は前々月の3つの中の最高値を用いることができる。

②は加算を算定する月の2月前、2月前の前月又は前々月の3つの中の最高値を用いることができる。

- 各利用率については基準を満たしていればよく、厚生局への届出は必要ありません。

- 施設基準の一部が変更されました

(加算1、2に『マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること』が追加等)

## 算定イメージ図 令和6年10月～令和7年1月の場合

レセプト件数 ベース利用率	5月 10%	<b>6月 14%</b>	7月 9%	R6.10月 算定月
オンライン資格 確認件数ベース利用率		<b>6月 18%</b>	7月 14%	

算定月は10月の為、左の表を適用する。それぞれの利用率の最高値を用いる為  
レセプト件数ベースの利用率を用いる場合加算2  
オンライン資格確認件数ベースの利用率を用いる場合が加算1を算定可能。

令和6年10月～12月

加算	利用率
加算1	15%以上
加算2	10%以上
加算3	5%以上

令和7年1月～3月

加算	利用率
加算1	30%以上
加算2	20%以上
加算3	10%以上

## 算定イメージ図 令和7年2月～令和7年3月の場合

レセプト件数 ベース利用率	9月 10%	<b>10月 14%</b>	11月 9%	R7.2月 算定月
オンライン資格 確認件数ベース利用率		<b>10月 18%</b>	11月 14%	

算定月は2月の為、右の表を適用する。またオンライン資格確認件数ベースの利  
用率を利用できるのは令和7年1月までの為  
レセプト件数ベースの利用率を用いて加算3が算定可能。

令和6年10月～12月

加算	利用率
加算1	15%以上
加算2	10%以上
加算3	5%以上

令和7年1月～3月

加算	利用率
加算1	30%以上
加算2	20%以上
加算3	10%以上